



島根県報

令和元年10月8日（火）

第 4 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障 がい 福 祉 課）	2
障害福祉サービス事業の廃止の届出		
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	3

【公 告】

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	（砂 防 課）	4
---	---------	---

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストの購入に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	9
隠岐空港連続式摩擦係数測定車の購入に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	11

【正 誤】

昭和50年9月9日付け島根県報号外第70号中	（人 事 課）	12
------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 和	出雲市西平田町92番地1、92番地2	居宅療養管理指導	いのうえ歯科	出雲市西平田町92番地1、92番地2	令和元年8月1日
医療法人 和	出雲市西平田町92番地1、92番地2	介護予防居宅療養管理指導	いのうえ歯科	出雲市西平田町92番地1、92番地2	令和元年8月1日
社会福祉法人 あすなる会	出雲市白枝町396-2	小規模多機能型居宅介護	あすなる多機能型居宅介護施設	出雲市白枝町278-8	令和元年9月10日
ひかわ医療生活 協同組合	出雲市斐川町直江4883番地1	通所介護	ひかわ生協 デ イサービス き ずな	出雲市斐川町直江 4883番地1	令和元年6月19日

島根県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人はびねす 福祉会	共同生活援助	益田市障害者福祉センターあゆみの里	島根県益田市横田町2087番地1	令和元年8月31日

島根県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市伊野土地改良区の定款変更を令和元年9月30日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第290号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月8日

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 予算額

162,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度の予算額は、次の表のとおり

内容・期間	年度	予算額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
開発業務 契約の日の翌日から令和2年9月30日まで	令和元年度	82,000,000円
	令和2年度	80,000,000円
運用保守業務 令和2年10月1日から令和7年3月31日まで	令和3年度	
	令和4年度	
	令和5年度	
	令和6年度	
合 計		162,000,000円

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から令和2年9月30日まで

(2) 運用保守期間

令和2年10月1日から令和7年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以

下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に
与させている者でないこと。

ウ 島根県税を滞納していない者であること。

エ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了し
ていない者でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手
続開始の申し立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開
始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク ISO9001の認証を受けた者であること。

ケ 都道府県における土砂災害警戒情報と、これを補足する土砂災害の危険度に関する情報を関係機関に伝達するた
めのシステムの開発業務(更新業務も可とする。)を完成した実績を有する者であること(共同企業体構成員とし
ての実績も可とする)。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合(乙型(分担施工方式)の共同企業体にあつては、「構成員の役割分担」と読み替えるも
のとする。)

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること(乙型(分担施工方式)の共同企業体にあつて
は、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。)

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で
1部を配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布に

より提供する。

ア 配布期間

令和元年10月8日（火）から同年11月6日（水）まで

閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県土木部砂防課

(2) 提案競技説明会

ア 日時 令和元年10月15日（火）午後2時から

イ 場所 島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館1階 健康教育室

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法 郵送又は持参による。

イ 提出期限 5の(1)のアからクの書類については、令和元年11月6日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

5の(1)のケからコの書類については、令和元年11月20日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先 〒690-8501

島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎3階） 島根県土木部砂防課総合土砂災害対策スタッフ

電話（直通） 0852-22-6261

F A X 0852-22-5788

5 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからコの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部）

ウ 法人登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部）

カ 前記3の(1)のクを確認できる書類 1部

キ 協定書 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 同種業務の受注実績表 1部

ケ 提案書 11部

コ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

(2) 提出期限は、令和元年10月23日（水）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答は、令和元年10月30日（水）までにF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和元年11月13日（水）付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、土砂災害予警報システムの開発及び運用業務受託者を選定する。
- (2) 提案価格が予算額の範囲内であり、かつ仕様書に規定している必須要件を全て満たしている提案書についてのみ評価する。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準（別表）に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によりヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

1の(3)に示す令和元年度の予算額の範囲内で、前金払の請求があった場合において発注者がその必要があると認めた場合に前金払を行うことができる。

(5) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 問合せ先

4の(3)ウに同じ。

13 Summary

- (1) Nature and Quantity of Services to be Required : Development and operation maintenance of a landslide forecasting and warning system in Shimane Prefecture
- (2) Deadline for Bids : 5 : 00 p.m. November 20, 2019
(Bids by post must be received as registered mail by 5 : 00 p.m. on November 20, 2019)
- (3) For Bid Submission and Contact : Comprehensive Landslide Countermeasures Staff, Landslide Prevention Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government (3F South Building) 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL (direct) : 0852-22-6261
FAX : 0852-22-5788

別表

評価基準

評価項目	上限
価格点	25.0
技術点	75.0
①システム開発方法 開発体制、開発方法、移行方法、スケジュール	(10.0)
②システム利用環境 端末操作、コンテンツ作成	(10.0)
③情報提供に係る機能 土砂災害情報提供支援（県）、警戒避難業務支援（市町村）、災害情報提供（一般向け）	(15.0)
④データ連携に係る機能 データ収集機能、データ交換機能	(10.0)
⑤管理・研修に係る機能 データ管理、訓練機能	(5.0)
⑥ハードウェア・ネットワーク・セキュリティ対策 ハードウェア構成、ネットワーク構成、セキュリティ対策	(10.0)
⑦運用・保守 運用・保守体制、S L A	(10.0)
⑧その他 地域貢献、その他有効な提案	(5.0)
総合評価点＝技術点＋価格点	100.0

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

可搬型モニタリングポストの購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582-1 原子力環境センター

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

電話 0852-22-6521 F A X 0852-22-5930

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和元年11月5日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和元年11月5日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和元年11月5日（火）午後4時まで、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和元年11月11日（月）午前9時から同月12日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和元年11月12日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年11月12日（火）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年11月13日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第

22号) 第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name of goods and quantity to be acquired : Mobile Monitoring Post 1 set

(2) Deadline for procurement : March 31, 2020

(3) Date and time of bidding : 4 : 00 p.m. November 12, 2019 (electronic bid submission period is from 9 : 00 a.m. November 11, 2019 to 4 : 00 p.m. November 12, 2019. Bids by mail must arrive by 12 : 00 p.m. on November 12, 2019)

(4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. November 13, 2019

(5) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6521

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

隠岐空港連続式摩擦係数測定車の購入 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

- 3 落札者を決定した日
令和元年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サーシスジャパン 代表取締役 桂川 高峰 神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目8番地11
- 5 落札金額
38,445,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和元年7月9日

正 誤

昭和50年9月9日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

	ページ
五	
<hr/>	
上	段
<hr/>	
終 わ り か ら 二	行
<hr/>	
に 改 め、	
誤	
<hr/>	
に 改 め、 同 様 式 を 様 式 第 八 号 と す る。	正
<hr/>	